

平成23年12月9日

EUが電動アシスト自転車のCNコードを新設

欧州委員会(EU委員会)では、EUの対外的な共通課税のための合同関税品目分類表(CN)について、本年10月の官報(No. L282)にて、2012年から改定を行う旨の公告をした。その際、近年、ドイツやオランダでのブームを中心に、更には他の欧州各国へ販売を広げ、成長著しい電動アシスト自転車(EPAC)について、新たにCNコードが設けられた。

従来、EPACは自転車(HS品目分類：8712)ではなく、自動二輪車(同分類：8711)のうちのCNコード；8711 90 00「その他」に属している。今回の改定により、CNコード；8711 90に新たにCN下位分類の補足を加え、CNコード；8711 90 10「連続定格出力250Wを超えない補助電動原動機付きサイクル」とCNコード；8711 90 90「その他」の2つに細分化することにより、同コード；8711 90 10がEPACのCNコードとして新たに加えられる。因みに標準関税率6%に変更はない。

なお、この改定は2012年1月1日より実行されることとなっている。

以上

出所：2011年10月28日付EU官報(No. L282)

(国際業務部)